第４部

化学・生物兵器

第１章　化学兵器禁止条約（CWC）
第１節　総論
第２節　化学兵器禁止機関（OPCW）
第３節　中国に遺棄された化学兵器
第４節　国内における旧日本軍の老朽化化学兵器廃棄問題

第２章　生物兵器禁止条約（BWC）

化学・生物兵器の歴史は古く、学問や産業の進歩とともに、人体に有害な化学物質・生物剤に関する研究も発展し、戦争におけるこれらの使用が研究・開発されてきた。

第1次世界大戦では、化学兵器が初めて本格的に使用され、その被害は死傷者130万人以上、そのうち死者は10万人に達したとされる。各国は化学兵器を戦後になっても生産・保有等し続けたが、同時に化学・生物兵器の悲惨さは国際社会によって強く認識され、1925年、化学兵器及び生物兵器を規制する初めての国際条約として「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（以下「毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書」という。）が作成された。ただし、毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書では、これら化学・生物兵器の戦争における使用は禁止されたが、平時における生産・保有等については何ら規定されていなかった。

その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、当時のウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これらの兵器の規制の重要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの兵器を平時における生産・保有等を含めて規制する条約の作成が目指されるようになった。当初は、化学・生物兵器を一括して禁止する条約の作成が目指されたが、最終的には、比較的作成が容易と見られた生物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学兵器を禁止する条約を作成することとなった。こうして、1975年に生物兵器禁止条約（BWC）、1997年に化学兵器禁止条約（CWC）が発効した。

第１章　化学兵器禁止条約（CWC）

第１節　総論

１．CWC の成り立ちと概要

化学兵器については、1970 年代には軍縮委員会で議論されていたが、1980 年代に入ると、軍縮委員会（1984 年にジュネーブ軍縮会議と改称）に化学兵器禁止特別委員会が設立され、1984 年に同特別委員会において化学兵器を禁止するための交渉が本格的に開始された。その後イラン・イラク紛争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結の気運が高まり、1992 年、化学兵器禁止条約（CWC）の条約案が軍縮会議において採択された。CWC は翌 1993 年に署名のため開放され、1997 年 4 月発効した。

CWC は、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止し、同時に、米国やロシア等が保有している化学兵器を一定期間内（原則として CWC 発効から 10 年以内、したがって 2007 年 4 月以前）に全廃することを定めたものである。これは、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、優れた検証制度をもつ初めての条約であり、軍縮条約史上、大きな意味をもっている。また、CWC は、化学兵器（1946 年以前に生産され、もはや兵器として使用することが困難な古い化学兵器を含む。）や化学兵器生産施設（現在保有する施設及び過去に保有していた施設）といった化学兵器に直接関連したものだけでなく、民生用の化学製品を生産するための化学物質（化学兵器に転用可能なものが多い）を利用している民間工場や研究所などについても化学兵器禁止機関（OPCW、下記第 2 節参照）に申告し、査察を受け入れる義務を定めている。

２．日本による CWC の批准

日本は 1995 年 9 月に 38 番目の締約国として CWC を批准したが、批准に先立ち日本国内における CWC の実施を確保するため、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）」を制定し、化学兵器の使用、製造、移譲等を罰則をもって禁止した。また、化学兵器の製造のために用いられ得る化学物質については、経済産業大臣からの許可の取得等の義務が課された。2001 年 12 月の爆弾テロ防止条約締結に際しては、同法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象となった。なお、1995 年 3 月に東京都心で発生した地下鉄サリン事件が化学兵器の脅威を高めたことも日本が CWC を早期に批准する一つの契機となった。

世界有数の化学産業国である日本は、1997 年 4 月に CWC が発効するとともに、化

学産業関連施設などに関する申告をOPCWに対して行ったほか、毎年約500にも上る施設をOPCWに申告している。これらの申告された施設に対し、OPCWから査察団が派遣されるが、日本が2004年末までに受け入れた査察数は64回に達し、すべて問題なく終了している。なお、1995年3月の地下鉄サリン事件で使用されたサリンを製造するための工場であった「第7サティアン」（注：オウム真理教の施設）は、CWC発効後の冒頭申告において日本政府から化学兵器生産施設としてOPCWに申告され、OPCWより派遣された査察官の厳しい監視の下、1998年12月に廃棄されている。

3．CWCの課題と国際社会の取組

CWCの締約国は既に176カ国に上り（2006年2月現在、国連非加盟国を含む。）、条約の普遍性はかなり高まってきた。しかし、北朝鮮や一部中東諸国が、依然未締結であり、これら諸国の締結を促進し、更に普遍性を強化していくことが大きな課題である。同時に、締約国が、国内においてCWCの義務の履行を徹底することが極めて重要である。CWCの締約国のうちCWCの義務の履行のために国内法を整備し、化学兵器の使用、開発などを罰則をもって禁じている国は全締約国の6割程度であり、途上国の多くは未整備のままである。これは多くの途上国が、自国は化学兵器で武装する意思も能力も有していない以上、CWCの国内実施を喫緊の課題と考えていなかったことによると思われる。

しかし、テロ組織などの非国家主体による化学兵器の使用が現実の脅威となっている現在、CWCの普遍性、国内実施措置の強化は国際社会の安全保障上の大きな課題である。もし、CWC未締結の国、又は締結はしていてもCWCの義務の履行のための国内法制度が整備されていない国があれば、テロ組織がこれら諸国において化学兵器の開発、獲得を試みる恐れがあるからである。そのため、OPCWでは普遍性、国内実施措置の強化が主要議題として議論されている。CWCでは、2003年4月に開催された第1回CWC運用検討会議でこれらの問題の重要性が確認され、その結果、同年10月の第8回締約国会議などで「CWC普遍化に関するアクション・プラン」及び「CWC国内実施措置アクション・プラン」が策定されるに至り、CWCにおける最近の最も重要な活動となっている。

こうした中、特に2004年1月にリビアがCWCを締結し、同国が保有する化学兵器（マスタード約23トン）や化学兵器生産施設などの廃棄に向けた手続を開始したことは大きな成果であった。他方、米露においては自国の保有する化学兵器の廃棄が遅れており、第8回締約国会議では米露の化学兵器の廃棄期限を2007年以降に延長することが承認された。アジア地域では、2003年10月にCWCに基づく義務の履行などの促進のためにアジア地域国内当局会議がシンガポールにおいて初めて開催され、その後も中国（2004年9月）及びイラン（2005年9月）で開催されるなど、日本を含

む出席国間でCWCの国内実施に係る経験などにつき活発な意見交換が行われている。

4．日本の取組

日本は、国際社会の取組に積極的に参加しているほか、日本独自の取組として、非締約国への個別の働きかけを行うとともに、特にアジア地域を対象とした支援を行っている。具体的には、「CWCの普遍化を目的としたASEAN諸国対象セミナー」（2002年3月、於：東京及び京都）、「化学テロの事前対処及び危機管理セミナー」（2004年7月、於：マレーシア）等のセミナーを開催したほか、上述の第2回アジア地域国内当局会議では、CWC未締約国に締結を働きかけるとともに、日本におけるCWC実施の経験や国内での実施体制の整備等を紹介することにより、締約国におけるCWCの国内実施の強化を促した。また、2004年8月～9月には途上国の関係者を日本の化学産業関連施設における研修に受入れたり、2005年7月にはイラクのCWC関連研修参加費用を支援する等の協力を行った。

（参考）化学兵器の種類と廃棄状況

化学兵器は実験室や化学工場等で比較的容易に生産することが可能である。これまでに化学兵器として開発された毒性化学物質には、大きく分けて塩化シアンなど血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させる血液剤、ホスゲンという気管支や肺に障害を与え窒息させる窒息剤、マスタードなど皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こすびらん剤、サリンのように神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こす神経剤などの種類があり、致死性が最も高いのは神経剤である。

OPCW技術事務局によると、これまでにCWC締約国より同事務局に対して総計約7万1千トンの化学兵器の存在が申告され、このうち2005年6月までに約1万1千トンの廃棄が完了している（ただし、この数字にはCWC未締約国の保有量は含まれていない。）。

第2節　化学兵器禁止機関（OPCW）

化学兵器禁止機関（OPCW）は、CWCの実施状況を検証することを主な任務とする機関として、1997年5月にオランダのハーグに設立された。設立以来7年半で1900回を越える現地査察を実施してきている。その内訳は、米露などがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現地査察と、化学産業を有する締約国（日本も含む。）がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設などへの現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業査察」と呼ばれており、化学兵器の開発・製造が化学産業という隠れ簑の下で秘密裡に行われていないことを確認するため行われるものである。また、CWCの下では、条約違反の可能性について明らかにするため、締約国は他の締約国の施設又は区域

に対する申し立てによる現地査察（チャレンジ査察）の実施を要請する権利を有する。こうした査察の要請が行われた場合、執行理事会が要請の受領後12時間以内に4分の3の多数で査察反対を決定しない限り、当該施設又は区域への査察が行われる。このチャレンジ査察は、被査察国が申告していない施設又は区域に対しても査察が行われる点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も実施されていない。

また、OPCWは、普遍化、国内実施支援、化学兵器に対する防護等に関するセミナーや研修を開催し、締約国間の協力を積極的に推進している。

OPCWは、通常年1回開催される締約国の総会である締約国会議、通常年4回開催される各地域代表41カ国（日本を含む。）からなる執行理事会及び技術事務局から構成されている。技術事務局は約500名の職員によって構成されているが、その内約190名が査察官であり、検証活動に従事している。なお、日本は、米国に次ぐOPCW第二の拠出国である。

日本は2003年にフィルテル事務局長を外務省賓客として訪日招聘した。訪日中同事務局長は川口外務大臣（当時）等と会談したほか、国連大学におけるシンポジウム「化学兵器の廃絶を目指して－OPCWと日本の役割」（外務省と国連大学の共催）で講演した。また、2004年10月にはホーティン事務局次長を訪日招聘し、同次長は河井外務大臣政務官（当時）等と会談したほか京都大学で講演し、日本国内におけるCWC及びOPCWに対する理解促進に貢献した。

第３節　中国に遺棄された化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦終了前までに中国に持ち込まれた旧日本軍の化学兵器の処理問題である。日本と中国は、ともにCWC締約国であり、CWCの発効に伴い、日本は中国に残された旧日本軍の化学兵器を廃棄する義務を負うことになった。CWCは遺棄化学兵器について、遺棄国が遺棄化学兵器の廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供すること、また、領域国は適切に協力することを定めている。1997年5月、累次の現地調査の結果を踏まえ、中国とともに遺棄化学兵器に関する申告をOPCWに対し提出した。この申告内容を確認することなどを目的としたOPCWによる査察は既に14回（のべ22カ所）にわたり実施されている。遺棄化学兵器の大半は未だ地中にあり、今後新たに発見される可能性もあるため、現在も日中共同の現地調査や発掘・回収作業は継続され、現在までに約3万7千発の遺棄化学兵器が発掘・回収されている。

1999年3月、日本は、閣議決定により、政府全体として遺棄化学兵器の廃棄に取り組むために、廃棄処理事業の実施を総理府（2001年1月の省庁再編後は内閣府）が担当することを決定し、同年4月に総理府の中に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。

また、1999年7月には、日中間で遺棄化学兵器の廃棄に関する基本的枠組みにつき共

通の認識に達し、覚書（正式名称は「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」）が作成された。

最大の埋設地である吉林省ハルバ嶺に関しては、アクセス道路等インフラ整備を進めるとともに、2004年4月、日中両国は、廃棄施設の立地場所及びすべての処理技術（燃焼法）を確定し、発掘・回収施設及び廃棄施設の建設のため、技術面、体制整備面の双方から準備を行っている。また、様々な環境保全対策について引き続き日中の専門家間で協議が継続している（なお、ハルバ嶺の暫定的推定埋設数に関し、日本政府は67万4千発であると当初OPCWに申告していたが、その後の調査結果を踏まえ、2005年12月に30～40万発に修正する申告を行った）。

こうした中、2003年8月、黒龍江省チチハル市の建築現場で掘り出されたドラム缶から漏れ出た液体により、建設作業員等44名が負傷し、うち1名が死亡する事故が発生した。日本は、事故の処理に迅速に協力すべく、8月に事実関係確認のための調査チーム、事故原因となったドラム缶の仮梱包チーム、医療専門家チームを派遣するなどの対策をとり、同年10月19日に、政府間で本件の善後処理の問題の最終的な解決を確認した。日本としては、今後このような被害が生じないようにするためにも、化学兵器禁止条約に基づき、遺棄化学兵器をできるだけ早く処理すべく、日中共同で適切に対処していく考えである。

寧安における発掘・回収作業（2004年）

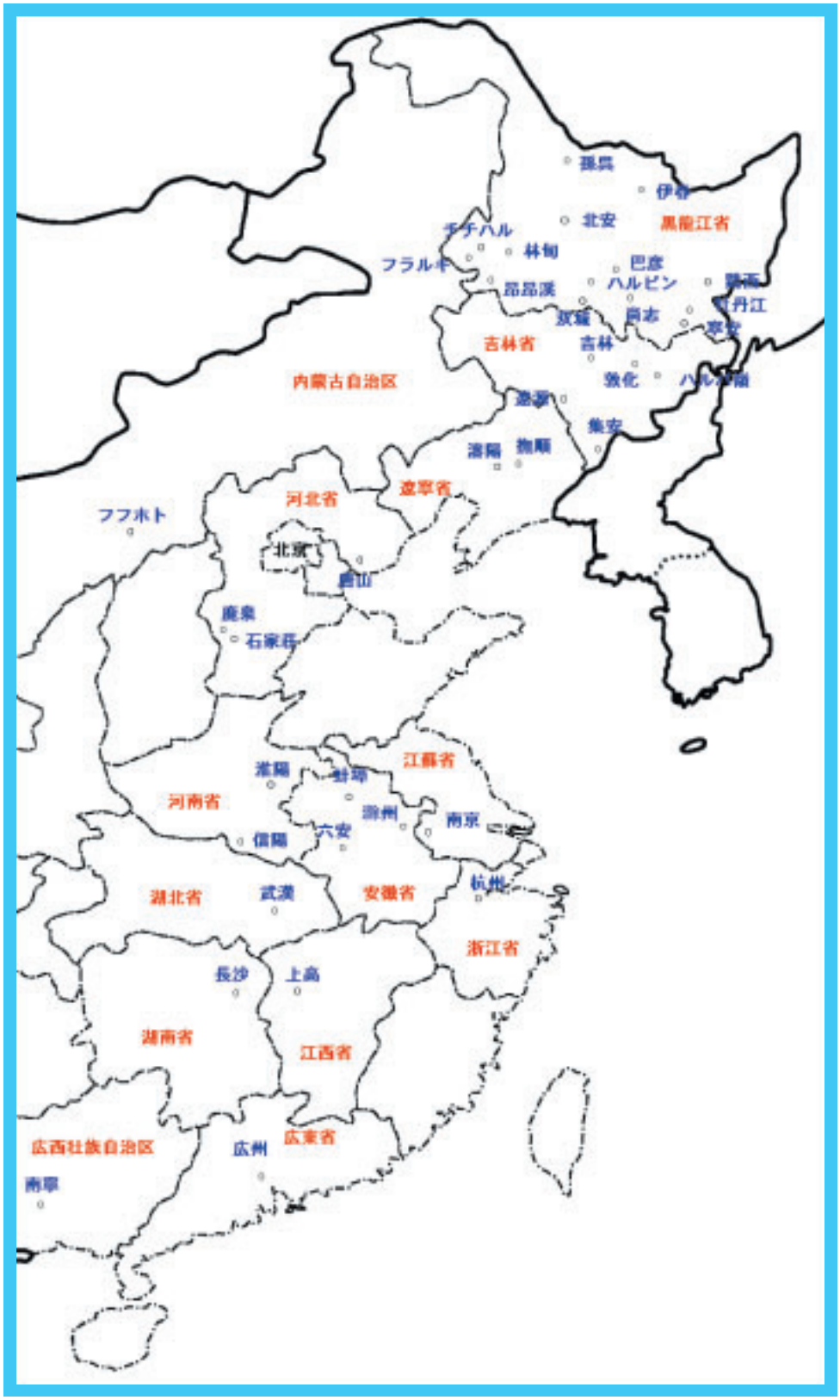

○印は遺棄化学兵器の現地調査場所
（H18.2 現在）

第４節　国内における旧日本軍の老朽化化学兵器廃棄問題

１．北海道屈斜路湖の老朽化化学兵器

旧日本軍関係者の証言をきっかけとして調査が行われた結果、1996 年 10 月、26 発の化学兵器が屈斜路湖の湖底から発見、揚収され、屈斜路湖近傍に建設された地下のコンクリート容器に収納された。

1997 年 5 月、日本はこれらを、条約上の「老朽化した化学兵器」として OPCW に対して申告した。その後、OPCW による現地査察及びこれら化学兵器の廃棄が行われ、2000 年 11 月、OPCW の査察団により廃棄の完了が確認された。

２．広島県大久野島（おおくのじま）の老朽化化学兵器

1999 年 3 月、広島県竹原市大久野島の南側防空壕跡において、旧日本軍が製造した 9 発の大赤筒らしき物体が発見された（赤筒とは、くしゃみ性の化学物質を充填した有毒発煙筒。発見された物体はいずれも外殻が錆びて多数の穴が開き、内容物の粉末状の化学物質も固化していた。）。

2000 年 9 月、日本はこれらを「老朽化した化学兵器」として OPCW に申告した。その後 2000 年 12 月、OPCW の査察団の立ち会いの下で廃棄が行われ、査察団によって廃棄が確認された。

３．福岡県苅田港（かんだこう）の老朽化化学兵器

2000 年 11 月、福岡県京都郡（みやこぐん）苅田港において、港湾の浚渫工事を行っていた際、旧日本軍の爆弾 18 発が発見され、引き揚げられた。さらに、2000 年 11 月に、先に 18 発が発見された近傍の海底において、同様の爆弾 38 発が、さらに 12 月、新門司沖において 1 発が発見され、2004 年 7 月から、39 発を水中で密閉容器に封入し、処理施設近くの水中で仮保管した。

2001 年 5 月、日本は引き揚げられた 18 発を、また 2004 年 8 月には水中に仮保管中の 39 発を「老朽化した化学兵器」として OPCW に申告し、10 月に OPCW による現地査察及びこれらの廃棄が行われた。

さらに、2003 年 5 月～ 9 月にかけて、苅田港内の浚渫工事予定海域において高精度磁気探査を行った結果、海底に 538 点の磁気異常点が確認された。

2005 年 1 月、日本はこれらを「老朽化した化学兵器」として OPCW に申告し、同年 2 月～ 5 月にこれらのうち 538 発の廃棄が行われた。なお、OPCW による現地査察は同年 4 月に行われた。

また、2004 年 5 月～ 8 月にかけて、苅田港内の浚渫工事予定海域において高精度磁気探査を行った結果、海底に 83 点の磁気異常点が確認され、現在、廃棄等について政府内で検討中である。

福岡県苅田港（かんだこう）における OPCW による査察
（2004 年）

4．神奈川県さがみ縦貫道路工事現場の老朽化化学兵器

2002 年 9 月、神奈川県高座郡寒川町の「さがみ縦貫道路」工事現場（旧日本軍相模海軍工廠跡地）において、ビール瓶数本が割れた状態で発見され、同時に異臭が確認された。その後作業員が発疹、かぶれ等の症状を呈した。防衛庁が同現場で発見された計 11 本の不審物の入った瓶の内容物も分析した結果、マスタード、ルイサイト（共にびらん剤）、クロロアセトフェノン（催涙剤）であると判明した。2004 年 3 月末までに工事現場掘削調査及び掘削土（汚染土壌）とビール瓶の分離作業を実施し、計 791 本（前述の 11 本は含まない）の不審物の入った瓶を発見した。さらに、同年 4 月から無害化処理施設内において開始した掘削土（汚染土壌）の無害化処理の過程で 4 本の不審物の入った瓶が発見された。

2002 年 12 月、日本は、当該ビール瓶のマスタード、ルイサイトを「老朽化した化学兵器」として OPCW に申告した。さらに、2002 年 12 月以降に発見されたビール瓶のうち「老朽化した化学兵器」に該当するものについても、随時 OPCW に申告を行った。発見されたビール瓶の廃棄は 2004 年 5 月～ 8 月に行われ、廃棄の記録を提出した。

また、当該ビール瓶が発見された工事現場から搬出した掘削土（汚染土壌）、及び発見されたビール瓶の無害化処理については 2004 年 4 月に開始し、10 月に終了した。

5．神奈川県平塚市の不審物

2003 年 4 月、神奈川県平塚市の「平塚第 2 地方合同庁舎」工事現場（旧日本軍相模海軍工廠跡地）において、球状（直径約 8cm）のガラス瓶 3 個が発見され、作業員 3 名が頭痛を訴えて病院に収容された。神奈川県警 NBC 対策隊等が現場周辺を調べ

たが、化学剤は検出されなかった。その後、当該工事現場の土中を調査したところ、合計約 30 個のガラス瓶が発見され、その一部からシアン化水素（青酸）が検出された。

2003 年 12 月、日本はこれらを「老朽化した化学兵器」として OPCW に申告し、その後工事現場で発見された同様の瓶（385 個）についても OPCW に申告した。これらの廃棄については、2004 年 3 月末に終了した。

第２章　生物兵器禁止条約（BWC）

１．BWC の成り立ち

生物兵器については、まず 1925 年の毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書によって化学・生物兵器の戦争における使用が禁止され、その後、平時においても化学・生物兵器を一括して禁止しようとする試みがなされたが、最終的には、まずは関係国の合意の得られやすい生物兵器の規制に取り組むこととなった。（詳しくは第 4 部冒頭説明参照）。

こうして、生物兵器を包括的に規制する唯一の国際法的枠組みとして、生物兵器禁止条約（「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」：BWC）が作成された。この条約は 1972 年 4 月 10 日に署名のために開放され、1975 年 3 月 26 日に発効した。2006 年 2 月現在での締約国数は 155 カ国、署名国数は 16 カ国に上る。

２．日本による BWC の批准

日本は、1982 年 6 月 8 日に BWC を批准したが、批准に先立ち日本国内における BWC の実施を確保するため、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」（BWC 実施法）を制定し、生物・毒素兵器の製造、所持、譲り渡し、譲り受けを罰則をもって全面的に禁止した。また、2001 年 12 月には、爆弾テロ防止条約締結に際して BWC 実施法を改正し、生物・毒素兵器の使用罪及び生物剤・毒素の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象となった。

３．BWC の課題と BWC 強化に向けた取組

BWC は生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について戦時・平時を問わず包括的に禁止しているが、その一方で、化学兵器禁止条約（CWC）と異なり、締約国が条約の実施を検証する手段に関する規定が不十分であり、そのため、この条約をいかに強化すべきかが長らく検討されてきた。

第 3 回運用検討会議（1991 年、5 年に一度開催）では、専門家会合を設けてこの強化手段について検討し、その報告を受けて開催された締約国特別会議（1994 年）において、検証手段を導入するための議定書を作成することを目的とした「検証措置を含めた新たな法的枠組み」（検証議定書）を検討することを決定した。しかしながら、そもそも生物兵器の場合、使用される生物剤は容易に増殖でき、また殺菌による証拠隠滅も容易であるという特性があるため、検証そのものが極めて難しいという問題が

あって、交渉は難航した。結局、2001年11月に開催された第5回運用検討会議でも締約国間で意見がまとまらず、検証議定書交渉は一時「凍結」された。

一方、イラクに対するUNSCOM/UNMOVIC（国連特別委員会／国連監視検証査察委員会）による一連の査察報告でも、同国が湾岸戦争以前より高度な生物兵器戦計画を有し、ボツリヌス毒素、炭疽菌等の生物剤を保有していたことが明らかになるなど、依然として国家レベルによる生物兵器の研究は国際平和への脅威となっており、また、近年では、1995年のオウム真理教によるボツリヌス毒素・炭疽菌の開発、2001年の米国における炭疽菌事件を受けて、危険な生物剤を用いたテロ行為（バイオテロリズム）発生の可能性が現実的なものとして国際社会において受け止められるようになっている。

こうした危機感のなかで、2002年11月に開催された第5回運用検討会議再開会合では、条約強化のための3ヵ年作業計画が全会一致で採択された。これにより締約国は、2006年の次回（第6回）運用検討会議に向けて、条約の強化に関する以下の5分野について順次検討し、共通の理解と実効的な措置を促進することを目的として、毎年、締約国会合及びその準備のための専門家会合をジュネーブで開催していくこととなった。

【条約強化のための5分野】

（1）条約の禁止事項を担保するための国内措置（条約の国内実施措置）
（2）病原体・毒素の保安管理・管理体制を確立・維持するための国内措置（危険な生物剤の保安管理（バイオセキュリティ））
（3）生物兵器の使用の疑惑及び疑義のある疾病の発生に対処し、調査・被害の緩和を行うための国際的対応能力の強化（危機対処）
（4）感染症の監視・探知・診断に対処するための国内・国際的努力の強化（感染症サーベイランス）
（5）科学者のための行動規範

これまで、2003年（議題は上記（1）及び（2）の分野）、2004年（同（3）及び（4））のいずれの年においても、専門家会合における情報・意見交換を踏まえ、締約国会合において、各年の議題に関する重要な課題と、その実施強化のために重要である措置を確認し、これまでの議論をベースに各国がとった措置につき次回運用検討会議（2006年）に情報提供することを促す報告書がコンセンサスで採択された。

2005年は、3ヵ年作業計画の最終年として、同年6月に行われた専門家会合での議論（同（5））を受けて、12月に締約国会議が開催された。また、2006年には第6回運用検討会議が開催され、これまでの3ヵ年計画の評価とフォローアップを含めた

BWC の更なる強化のための方策が議論される予定である。

4．日本の取組

日本としては、検証議定書交渉の一時中断を受け、2002 年 7 月に BWC 東京セミナーを開催し、「BWC 強化のための今後の方策」につき民間専門家を交えて議論することで、翌年の第 5 回運用検討会議での議論に積極的に貢献した。また、近年では、2005 年 7 月にマレーシアにて「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」を開催し、日本をはじめ米、加、仏及び WHO 等の各専門家によるテロ脅威の評価、生物剤の保安管理、サーベイランス、生物テロ発生後の適切な対処等についてアジア諸国と知見を共有するなど、バイオテロへの地域的な対応能力の向上にも貢献している。

（参考）

生物兵器とは、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等の生物剤や、これらを保有・媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合でも自然発生の疾病との区別が困難であること、また人から人へと二次感染するものがあるため、一旦使用されるとその効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有する。また、容易に増殖可能であるため、大量生産を迅速に行うことができ、かつ消毒することにより証拠隠滅が可能なため、開発・生産の現場を検知することが困難であるとされる。